

News Release

平成22年2月26日

消費者庁

除雪機の取扱い等に関する注意喚起について

除雪機を使用して除雪中、運転者以外の者が誤って除雪機に巻き込まれて死亡する事故が平成22年2月13日に発生しました。除雪機については、平成19年5月に重大製品事故に係る報告制度が実施されてからこれまでに14件の死亡又は重傷事故が発生しており、このうち3件は今年度発生した死亡事故です。

消費者庁としても、同種事故の発生防止を図る観点から、除雪機の取扱いに係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

【本発表資料の問い合わせ先】

消費者庁 消費者安全課

中嶋、服部、榎本

電話：03-3507-9204

<別添>

事務連絡

平成22年2月26日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

除雪機の取扱い等に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を頂きまして有難うございます。

除雪機を使用して除雪中、運転者以外の者が誤って除雪機に巻き込まれて死亡する事故が平成22年2月13日に発生しました。除雪機については、平成19年5月に重大製品事故に係る報告制度が実施されてからこれまでに14件の死亡又は重傷事故が発生しており、このうち3件は今年度発生した死亡事故です。

これを踏まえ、今後類似の事故が発生することを防止するため、消費者庁としても、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

除雪機の使用に際しては特に以下の点にご注意ください。

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解する。
- (2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行う。
- (3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行う。
- (4) 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意する。
- (5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認する。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにする。

(※除雪機安全協議会の注意喚起事項より引用)

【連絡先】 消費者庁消費者安全課中嶋、服部

電話：03-3507-9204